

別紙

諮問第1587号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づき、審査請求人が行った「平成29年度～令和元年度の下水道局における課長代理級職昇任選考に関する内規程文書、下水道局内だけの基準（職員が見られるものでなく、人事課で持っているもの。要綱のことではない。）」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求める本件開示請求に対し、東京都下水道局長が令和3年10月1日付けで行った不存在を理由とする本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、本件請求文書については作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年1月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年4月1日に実施機関から理由説明書を、同年11月16日に審査請求人から意見書を收受し、令和5年1月23日（第235回第二部会）から同年2月28日（第236回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関

の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 課長代理級職昇任選考について

実施機関は、課長代理級職昇任選考に関し、真に課長代理級職にふさわしい能力を有する者を客観的かつ公平に選考するために必要な事項を定めた課長代理級職昇任選考実施要綱（以下「実施要綱」という。）を各年度制定している。

イ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人の主張は、本件請求文書は存在するとした上で、実施機関が当該文書の不存在を主張するならば、東京都下水道局職員部人事課（以下「人事課」という。）で保有する基準、規準、要綱、手引、マニュアル等の文書リスト及び文書目録等を示すべきというものである。

実施機関は、本件請求文書について、下水道局内だけの内規程文書、基準といったものは作成及び取得していないと説明する。

審査会は、実施要綱の12に「この要綱に定めるもののほか、この選考の実施に関し必要な事項は別に定める。」との規定が存在することから、同規定に基づき定められた文書の有無について、事務局をして実施機関に確認させたところ、本件開示請求の対象とされる平成29年度から令和元年度までの期間だけでなく、その前後の平成28年度及び令和2年度から令和4年度までの期間についても、定められた文書が存在しないことが確認された。また、審査請求人の主張する人事課で保有する基準等の文書についても存在しないとのことである。

地方公務員の昇任は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に原則的な規定があり、条例や人事委員会規則等によって具体的な制度や運用を決めていくものとされるが、東京都における昇任等に関する基準は、東京都人事委員会が同法17条に基づき作成した職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日）で定められており、昇任選考の実務で必要な事項は、各任命権者が実施要綱として定めている。

以上のことを踏まえて、審査会で検討するに、東京都における職員の昇任は、上記一般基準及び実施要綱により組織需要や今後の職員構成等が総合的に勘案された上で職員の業績評価等を基に選考が行われるものと認められ、これらの定め以外に職員の昇任選考の定めがあるとは考えられない。

したがって、課長代理級職の選考基準に係る文書について保有する文書は実施要綱のみであるという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

加えて、本件開示請求の対象とされる期間の前後を含む平成 28 年度から令和 4 年度までの期間においても実施要綱の 12 の規定に基づいて作成された文書は存在しないことからすれば、本件開示請求の対象とされる期間において他に特別な取扱いがあったとは認められないから、本件請求文書を作成及び取得しておらず、存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものである。

以上によれば、本件請求文書について不存在を理由に非開示とした本件非開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子